

総合資源エネルギー調査会 基本政策分科会

第32回ガスシステム改革小委員会

日時 平成28年5月24日（火） 9：59～12：09

場所 経済産業省 本館地下2階 講堂

1. 開会

○山内委員長

それでは、定刻になりましたので、ただいまから第32回ガスシステム改革小委員会を開催いたします。

開催に当たりまして、まず引頭委員ですけれども、本日、所用により若干おくれて到着されるというふうに伺っております。また、橘川委員につきましては、これもご所用により12時15分ごろ退出されるというふうに伺っております。

それでは、きょうご出席いただいておりますオブザーバーについて、事務局からご紹介をお願いしたいと思います。

○藤本ガス市場整備課長

本日は、日本ガス協会、幡場松彦副会長・専務理事、日本コミュニティーガス協会、松村知勝専務理事、関西電力株式会社、松村直人グループ経営推進本部副本部長、国際石油開発帝石株式会社、奥園和人天然ガス供給ユニット ジェネラルマネージャー、石油資源開発株式会社、中島俊朗経営企画部長、全国LPガス協会、内藤理専務理事、石油連盟、奥田真弥専務理事が出席されています。

また、消費者庁、総務省、公正取引委員会から出席があります。

プレスの皆様の撮影はここまでとさせていただきます。傍聴は可能です。引き続き傍聴される方はご着席ください。

○山内委員長

よろしゅうございますか。

2. 議題

(1) LNG市場戦略について

○山内委員長

それでは議題に入ります。

本日は、まず、先日、G7のエネルギー大臣会合の場で、LNG市場戦略というものが、発表されました。これを事務局からご説明いただきたいと思います。説明が終わった後、委員の皆様からご質問、ご意見を受けたいと思います。

それでは、定光石油・天然ガス課長から、資料3と4、これについて説明をお願いいたします。

○定光石油・天然ガス課長

皆さん、おはようございます。資源・燃料部の石油・天然ガス課長の定光でございます。

お手元の資料3と4というものをご参照いただければと思います。

先ほどご紹介ありましたとおり、5月1、2と、北九州でG7のエネルギー大臣会合というものが開催されました。林大臣が議長を務める、いわゆるグローバルなエネルギーに関するアジェンダを議論する場で、大きく2つテーマがありまして、一つが現在の低迷する資源価格の中で、どのように上流投資ですとか、省エネ・再エネ等の必要なエネルギー分野での投資を確保していくかというのが、大きなグローバルなテーマでありました。

もう一つの大きなテーマが、この国際的なLNG市場をどういうふうにつくっていくかということでありました。そういうテーマの中で、林大臣のほうから、日本としてもこの構想を発表され、そういう国際的なLNG市場づくりに貢献していくという方針を表明されたということでございます。

なぜそのグローバルな場で、このLNGの話がテーマになっていたかということ若干付言しますと、一つは、アメリカからシェールガス由来のLNGの輸出が、ことしから始まっていく。これから数年間、相当なボリュームが世界に出てくる。加えて、アメリカのLNGというのは、いわゆるかつてあった仕向地規制というのがない形で出てくる。アジアにもヨーロッパにも自由に動ける意欲が出てくるということ。

それから、EUの中でロシアのウクライナの問題もありまして、天然ガスの安定供給を確保するために、パイプライン依存ではなくて、加えてLNGを、より活用して、ロシアとの交渉ポジションを強化していくべきではないか。それから、そのロシアのガスの値段を下げるための交渉材料としても、LNGが使えるのではないかという議論が出まして、非常にG7の中でもLNGの市場づくりをどういうふうを考えていくのか。市場ができることが、セキュリティにもなるのではないかという議論が強まっていたということが、大きな流れとしてあったかと思えます。

そういう中で、LNGの最大の輸入国である日本としても、こういう流れに大きく貢献できるのではないかというのが問題意識でございました。

この資料3に基づきまして、簡単に背景となる問題意識だけご紹介させていただきます。

まだ、これは戦略ということで、大きな方向性が示されたということでございますので、本日

のこの後半の議論に関係したり、今後のいろいろな制度整備、予算要求等を待たなければならぬ、具体化していかなければいけない部分も多々あるかと思えますけれども、ぜひこの大きな方向性というのをごらんいただきまして、今後の具体的なアクションについてのご質問ですとかご意見を、後ほど賜ればと思います。

前置きが長くなりましたけれども、手元の資料の2ページをごらんいただければと思います。大きな問題意識が、日本と欧米との天然ガスの価格差に開きがあるということです。2000年代後半、アメリカでシェールガス革命が起きました。それからヨーロッパのほうでも、ちょうど自由化を契機に、いわゆるガスの指標、NB PですとかTTFのようなものを確立しまして、マーケットでガスが、ガスの指標に基づいて取引されるという割合がふえていったということで、値段が総体的には下がっていった。

最近では収斂の傾向もありますけれども、依然として、この日本が買っている天然ガスの値段というのは、いわゆる輸送費とかLNGの気化器コストを除外しても、割高ではないかということが傾向として言えます。

それからその次が、飛ばして4ページをごらんいただければと思いますけれども、これは皆さん、釈迦に説法でございますけれども、いわゆるアメリカではシェールガス革命が起きていて、ガスの生産コストが、この10年ぐらいで約6分の1にまで低下している。右にありますとおり、中長期的な天然ガス価格の見通しを見ましても、いわゆる原油に比べて比較的低位で安定していくデカップルが起きていくというのが、アメリカ政府の見通しでございます。

それから、その次の5ページをごらんいただきますと、これもご案内のとおり、LNGの需要サイドは、これから2020年に向けて約1億トンぐらい伸びていく。今までLNGを輸入していなかったような国も、活発にLNGを輸入し始めていく。アジアがそうですし、中東がそうですし、中南米でも、そういう国が広がっていくということでございます。

そういう中で、今後のLNGを取り巻く市場はどうかということなのですが、8ページをごらんいただければと思います。

従来、アジア、それから欧州・北米と、それぞれで分断されていた市場が、アメリカのLNGの立ち上がりですとか、消費国がアジアから中南米、それから中東等に広がっていく。それから、ロシアからも北極海を通じてLNGがアジアに出てくるというようなことも起きてきますので、相互的に接続されまして、価格の裁定・収斂化が進んでいくという可能性が高まっているのではないかと思います。

9ページをごらんいただきますと、そういうことを踏まえて、これからのLNGの取引というのをどういうふうを考えていくべきかということなのですが、今までの長期契約が主だっ

たものは、これは電力・ガスが自由化されて、なかなか長期契約をたくさん持つということが、電力会社さん、ガス会社さん、難しくなっていくことだと認識しております。

そういう中で、より短期とかスポットを使っていきたいというニーズが高まっていくのかなど。逆にそうやって、長期契約で必要なもの大半を押さえなくても、そういう市場で短期・スポットが自由に使えれば、それはそれで新しいエネルギーの供給安定化の方策にもなるのではないかと、それから仕向地条項で転売制限がありましたけれども、これからはなるべくセラーと交渉して、そういうものを撤廃、緩和していくということが必要であろうと。そうやって自由にLNGを取引して、価格の裁定機能を活用していくことが大事ではないか。

それから油価連動と言われてはいますが、これも油価にLNGの値段を合わせていく合理性というのは、かなり乏しくなっているのかなど見られまして、LNGの需給を反映した、いわゆるガスの需給に基づく価格設定ということがあるべきなのではないかということです。

こういう方向を進めまして、グローバルにLNG市場というのを実現していくべきではないか。日本としては、その中のハブ、いろいろな取引が、つまり価格の形成・発信のある種の拠点の地位を目指すべきではなかろうか。

日本がハブになることで、いろいろな調達交渉力ということも高まるでしょうし、ある種、日本の値段というのが、常にアメリカですとかヨーロッパの裁定の対象になることによって、価格も全体としては抑制されるのではなかろうか。これからはばらくLNGの供給が余るですとか、アメリカ、オーストラリアから相当大量な玉も出てくるということなので、この数年間、2020年代前半ぐらいまでを目指して、いろいろな取り組みを加速化させるべきではなかろうかというようにことをうたっております。

11ページですけれども、こういう流動性の高いLNG市場ですとかハブの実現に向けて、何が必要な要素なのかということ、原油ですとか、欧米のいわゆる気体の天然ガスの発展経緯と比べて整理してみています。

大きくこの左にありますような3点、取引の容易性、Tradability、いわゆるLNGが自由に動き回れるような取引の制約をなるべく減らしていくこと。

それから、オープンかつ十分なインフラであります。原油の場合も、パブリックターミナルと言われる大量のタンクが、ハブと言われる取引の中心地の近くの港にはある。それから欧米のガス市場の場合には、第三者アクセスの確保された、いわゆるパイプライン、それからLNG基地、それから地下貯蔵施設という十分なインフラが、こういう取引のある種の場合を提供しているということでございます。

3点目として、いわゆる価格シグナルが必要であろう。価格発見機能がしっかりワークするこ

とということが必要であろうという問題提起でございます。

具体的なアクションプランというのは、13ページ、14ページに記載させていただいております。詳細は割愛しますが、先ほどの第1点、Tradabilityということで行きますと、仕向地条項の撤廃・緩和に向けて、いろいろな消費国との連携を強めていくということが必要であろう。

それから2番目、プロジェクトの立ち上げ、若干、今のLNG価格が下がって、今の状況で、本当に中長期的に必要なプロジェクトが円滑に立ち上がっていくのだろうかという懸念が、他方に出てきているということも現実ではあります。

これから立ち上がっていくプロジェクトについては、今までのような大半を日本が引き取るということに必ずしもならないかもしれない。第三国に転売するというようなことを組み合わせたようなプロジェクトが出てくるかもしれない。そういうものについても、柔軟にJ B I Cさんとカネクシさんのファイナンスを付与していくということが必要になってくるのではないかとということ。

それから需要拡大です。日本国内、それからアジアワイド、グローバルな需要拡大をどのように進めていくか。それから国交省とも連携を要しますが、LNGの迅速な、港と船の整合性の審査などをどういうふうに進めていくか。

それから14ページですけれども、価格シグナルということで行きますと、需給を反映した価格指標の実現。基本的には、今、TOCOMさんがLNGの先物取引というのを試行的に進めております。プラッツですとかアーガスとかがLNGの価格指標というのを出しています。

ただし、どれも一長一短あるというのが、いろいろなユーザーの皆様にお聞きした見解でありまして、基本的にはこれだというふうに、国とか第三者が指定するものでもないかと思っておりますので、基本的にはそういういろいろな民間の価格指標の取り組みを、切磋琢磨でいいものが選ばれていくということかと思っております。

と同時に、なかなか価格指標の情報を出さないというのが、恐らく企業さん、いろいろな守秘義務の契約があったりということかと思うのですが、そこはむしろ、そういう価格指標が育ってこない、なかなか取引で参照できる客観的な指標も出てこないということなので、積極的にその情報も開示して、育てていくという視点も必要になるのではなかろうかと思っております。

14ページ、これは十分なオープンなインフラということでございます。まさにこの場でご議論いただく第三者アクセス、LNG基地、これも大事な第一歩ということかと認識しております。

加えまして、その供給されるいわゆるオープンな基地の容量が、本当にこの市場を整備していくに足りるのかどうかという検証というのも、これから必要になってくるでしょうし、やはり非常に流動性の高いLNG市場というのを日本周辺で実現しようとしていく場合、やはりなかなか

基地がばらばらに分断されているという状態では、なかなかすぐには流動性も高まらないだろうということで、パイプラインの広域化、それから新潟県等にある地下貯蔵設備、こういうものをどのように有効活用していくのか。こういうガスシステム改革の議論の流れも踏まえながら、必要ならば、新しい公的支援ですとか制度的枠組みということも検討していく必要があるのではないか。

そういう流れの中で、民間の事業者の方々には新しいビジネスモデルにも果敢にチャレンジしていただきたいというようなことを、この戦略の中では、一応、提言として示しているということでございます。

若干、時間が超過しましたけれども、私からの説明は以上とさせていただきます。どうもありがとうございました。

○山内委員長

どうもありがとうございました。

それでは委員の皆様からご質問、あるいはご意見を受けたいと思いますが、例によりまして発言ご希望の方は名札を立てていただければと思います。

それでは、橘川委員からどうぞご発言ください。

○橘川委員

どうもありがとうございます。

G7のエネルギー大臣会議で、日本政府がLNG市場戦略を強く打ち出した。最初は意外に感じました。LNGに利害があるのは、日本だけかなというのが何となく常識的な印象だったわけですけれども、伺うところによると、アメリカがやはり世界にLNG市場をつくりたいと思っている。ヨーロッパ側がPNGだけではなくて、LNGに関心が高まっているということで、そういう意味では非常にタイムリーな指摘で、方向性としてはいいと思います。

問題は、私の疑問は、本気でこれを政府はやる気があるのかということをお伺いしたいと思います。本当にハブになるためには、ヘンリーハブにしても、ナショナルバランシングポイントにしても、かなりやはり活発な取引があるというのが大前提だと思うのですが、今の日本のエネルギーミックスですと、天然ガスシフトと言葉では言っていますが、現状8,800万トンの天然ガスが、2030年では6,200万トンに減る。こういう見通しになっているわけであります。

そういう状況の中で、日本がこういうことを打ち出して、本当に日本にハブをつくれるのかどうか。こういう疑問が当然出てくると思います。

この5ページの、これから伸びてくるアジアの需要というところを見ましても、北東アジアというよりは、むしろ南アジアが中心でありまして、そうなってくると、例えばシンガポールにハ

ブをつくるというほうが、何となく合理的なのではないかという見方が当然出てくると思うのです。

そのシンガポールに対して日本が本気で勝つ打ち手があるのかどうか。あるいは、先ほど港湾の関係だとか、流動性がある基地だとかということをおっしゃいましたが、そのためには、24時間365日稼働の条件を確保するだとか、1Dと言われますタンクとタンク間の保安の距離の大きさをどうにかしなければいけないだとか。本格的な多分、リロード施設というのは袖師くらいにしかないのではないかと思うのですけれども、そういう状況の中で本当につくれるのか。

もし北東につくるのだとしても、韓国につくって、日本も運用に参加したほうが現実性があるのではないか。その辺のところは幾つか。考え方はいいと思うのですけれども、実際に本当にやる気があるのかどうか。やれるのかどうかというところは、非常に疑問であります。

当然、これ、タンクの第三者開放とかかわってくるわけですが、まずはこの市場戦略自体のフィージビリティといいますか。そこら辺のところをもうちょっと突っ込んで聞きたいというのが、私の質問です。

○山内委員長

ありがとうございます。

お答えについては、何人かの委員の方に発言いただいた後にお願いしようと思います。

次に、松村委員、どうぞご発言ください。

○松村委員

まずこのガスの審議会で、このことを説明していただいたのはとてもありがたかった。ありがとうございました。

直接ガスのシステム改革の話題ではないのかもしれないのですが、この市場ができることは、ガスシステム改革、あるいは天然ガスシフトに大きく資すると思いますので、その点で非常に密接に関連している。

それから、このガスシステム改革が進むことによって、この市場化に資するという側面もあり、市場化をサポートするためにも、システム改革を頑張らなければいけない。この面でも、ここで紹介していただいたというのはとても意義があった。

基地開放の議論は、もちろん直結していると思いますが、それ以外にも自由化のもこの議論に関係してくると思います。この望ましい構想をサポートできるように、システム改革も頑張らなければいけない。

次に、書かれていることはほぼ全面的に賛成します。ぜひこういうことが起こってほしい。橘川委員がご指摘のとおり、例えばシンガポールあるいは韓国にハブができるということが仮にあ

ったとしても、日本が非効率的であったために負けたというのではなく、日本が十分効率的になって、対抗するとすれば、仮に外にできたとしても、それを凌駕する非常に効率的な市場が外にできるはずで、それは日本にとってもとてもいいことのはず。

仮にそうなったとしても、コンペティターとして、十分な能力を持って、効率的な市場が世界全体でつくられることに資するようになっていただきたい。そのためには多様なプレーヤーが入ってくるのが最も重要な点だと思います。

今まで天然ガスの購入価格、ここの資料でも出てきましたが、ある意味で高過ぎるだとか不利な条項があり過ぎるとかという点に関しては、いろいろな原因があると思いますが、基本的に買手に多様性がなく、その買手がだらしなかった、日本の買手がだらしなかったという要因も相当にあったと思います。

仕向地条項のようなものがある。それ自身が必ずしも悪いことではない。明らかに買手に圧倒的に不利な条項なわけですから、それに対応するほど圧倒的に安い価格で買っている。条項が不利な分だけ、とても安い価格で買っているというのであれば、ある程度正当化できるかもしれません。しかし実際はとてもそういうことが言える水準ではなく、ものすごく高い水準、こんな不利な条項にもかかわらず高い水準で買っていた。

油価連動に関しても、既にいろいろな場で明らかになっているとおり、基本契約を結んだ後では、改定はできない、大幅な枠組みの変更はできないなどと言いながら、実際にはS字カーブを導入した際には、足元の局面では買手にとても不利だった改定は平気で受け入れるのだけれども、今度は自分たちに著しく不利になったものを変えようという局面ではできないとしか言わないような、そういうだらしない買手ばかりだったということが最大の問題。市場化されることによって、多様なプレーヤーが入ってきて、その結果として、だらしない買い方をしていたら生きていけなくなる状況をつくるのがとても重要なことだと思っています。このような市場ができることを、とても期待しています。

3点目。ここで出されたことは全面的に賛成しますが、若干手ぬるいのではないか。手ぬるいというのは、例えば仕向地条項をなくすために努力していきますって、それは全く間違っていないと思うのですが、これはずっと言われているわけです。ずっと言われていて残り続けているというのに対して、ここで書かれていたようなもので十分なのか。本当に市場はできるのか。とりあえず書かれていることは一生懸命やって、これで撤廃できれば言うことはないわけですが、ほかに経産省でできるいろいろな手段があります。

例えば仕向地条項をいつまでも持っているような契約に関しては、経過措置料金の査定の段階では、大幅にディスカウントする。安く買えて当然だというのに対して、高く買ったものに関し

て、高く買った部分については原価算入を認めないとか、例えば仕向地条項のついているものについていないものの指標化をして、燃料費調整制度、原料費調整制度で適用するときには、仕向地条項がついているものについては、安いほう、低いほうの連動しか認めないとかというようなことというのを考えれば、買手のほうとしても仕向地条項などついていたら、とてもやっていけなくなるので、きちんと交渉してもらえということもあるのではないかと。

そのような強い手段もずっと議論されていて、しかし、そのような強権的な手段というのは、他の手段を尽くした後、最後の手段だから今でもまだ採用されていなかったのだと思います。そのような議論がされてから大分時間がたっていますから、これでもなお仕向地条項を撤廃できない状況になったら、真剣にそういうことを考える必要があるかと思えます。

以上です。

○山内委員長

それでは続いて草薙委員、どうぞ、ご発言を。

○草薙委員

ありがとうございます。大変興味深くお聞きしました。全面的に賛成させていただきます。

まず感想なのですが、日本はLNGの世界最大の消費国でありますから、レベルの高いLNG調達者として動くべきであるというふうに思えます。ハブを目指していただくというのは、大変頼もしいと思えます。ぜひこの方向で日本の新しい立場を世界に発信していただきたいと考えます。

以下、若干の質問なのですが、ヨーロッパではLNGの輸入につきまして、仕向地条項をかけるということ、そのことが法的にも問題であるということがEUレベルで指摘されています。

厳しい指摘でありまして、アメリカから仕向地規制がないLNGが来るということにつきましては、喜ばしいのであります。その点の問題は少ないのだろうと思うのですが、ヨーロッパはパイプラインとLNGを共用しているということが、仕向地条項の撤廃に有利に働く事情もありますけれども、法的な評価として、そもそも仕向地条項には問題があるというふうに考えておられる。

したがって、ぜひこのような状況の緩和・撤廃ということは求めていっていただきたいと思えますけれども、法的な見解ということにつきまして、可能ならお聞きしたいということが一点あります。

それから例えばハブといいますと、空港のハブがよく議論になりますけれども、空港のハブですと、競争の議論が多いわけでありまして、むしろ今回はアジアのハブとして協調路線をとられる

というベクトルかと思うのですけれども、どのような思惑を、競争という観点から描いておられるのかということをお聞きしたいと思います。

将来、ハブ同士の競争ということも想定されての議論かということをお聞きしたいと思います。以上です。

○山内委員長

それでは、柏木委員、どうぞご発言ください。

○柏木委員

この日本ハブというのは、本質的には賛成なのですが、やはり物には順番があると思っています。この間も資源・燃料分科会でこの話が出たときにも申し上げたのですが、例えば14ページに、日本ハブをつくるためには、「オープンかつ十分なインフラの整備」と書いてあって、一番最初にこのガス改革の一環として捉えようとしております。この既存のLNG基地の第三者アクセス。これはやはりプレーヤーは誰が入ってくるかということ、主に国内の関連企業も入ってくる可能性がありますけれども、外資はもちろん入ってくるわけで、比較的安いのをやって売らない。高くなったら売っていくという、決してこの第三者アクセスを実現することが、日本のLNGの価格の低減に資するという保証は全くないわけです。もしハブをつくって本当にやるのであれば、まずはトレーディングの基地をつくるべきです。国営で、国の力で。その器をつくって、そこに外資系、そのところにはリアルタイムで例えばヘンリーハブが幾らだと。今、ジャパンハブが今の値段で幾らだとトレードを行う。

それが余りに格差があれば、もちろん世界的に見て、このハブは生きないでしょうから、できる限り安く低減するような形でいろいろな国外の企業が、そこに例えば何十万立米、幾ら、幾ら、という話で安いのが売れていく。これは国内で今度は既存の基地を持っている、例えば今までの既存のエネルギー事業者が長期で買っていたものを、それで貯蔵しながらスポットがメインになると思いますから、スポットで安いときに買ってくるというロジックが、私は一番国力を考えたときに好ましい。ただ、オープンにすれば国力は増強するかという話では、そう簡単ではないと思います。いつも、前も何か外資系のことを私は申し上げたことがあるのですけれども、やはり国対国の間でのコンセンサスが得られないと、こういう国際グローバリゼーションの中でのハブの形成というのはなかなか難しいと思っていまして、この間の大臣会合でも、もちろん大臣がおっしゃったわけですから、日本はそういう方向で行くということに異論はないのですけれども、ただ、DOEのご意見を伺いながら、進めていくということになると、DOEの長官がそういう可能性もあると言っていることを考えると、やはり米国の要望というのは随分入ってくる可能性が十分あって、健全な市場をつくるためには、日本独自の考えだけではできない。

ですから、そう考えると、ここの14ページのほうが、まずはやるならトレーディングハブを国力でつくる。そしてその後、もし日本の既存の基地の第三者アクセスを許すのであれば、これはこれでまたその次のステップではないかと、私はそういうふうにした次第でありまして、まず今、我々がやらなければいけないことというのは、やはり需要をまとめたり、この間、東電さんと中部電力さんがJERAをつくり、まとめて買うことによって、長期でも安く買える。こういうことだけをやって需要をまとめたりしながらパイプラインを伸ばし、需要を喚起することによって、国内で安定して、かつボラティリティーが少ないような形で天然ガスの需給構造を構築していくということがまず先で、それと並行してこういう国策として、世界の中でジャパンハブをつくっていくのであれば、それなりの順番があるのではないかと。その順番としては、しつこく言うようですが、トレーディング基地のようなものをまず国力でつくって、そこを完全にオープンにして、そしてそこをベースに諸外国にも売れるし国内にもスポットで買ってくれるようにすれば、国力も増大するし、ある意味では価格も低減で、ボラティリティーもそれほど大きくなるのではないかと。そういうふうにした次第です。コメントですけど。

○山内委員長

そのほかにご発言をご希望の方、いらっしゃいますか。

それでは事務局のほうから、今のご質問、あるいはコメントに対するご回答でも結構ですので、ご発言をお願いいたします。

○定光石油・天然ガス課長

いろいろ多岐にわたり貴重なご指摘をいただきまして、ありがとうございます。

到底、全体についてお答えを完全にすることはできませんけれども、何点かまとめながら。

まず橘川先生からありましたエネルギーミックスとのかかわりですけれども、やはりこういうガスが市場ベースで透明に取引され、価格が形成されるということになれば、ガスのある種、エネルギーの財としての魅力が高まるということになるのかなど。ですから、松村先生からお話しありましたとおり、こういう取り組みを進めること自体がガスの需要拡大につながっていくという面はあるのだろうと思っています。

加えまして、シェールガス革命の効果、これは余り楽観的に見過ぎてもよくないということは、一方で心に置きつつも、グローバルに相当ガスがしばらくは安く出てくるということ、今のエネルギーミックスで十分勘案しているのかという観点からの検証も必要になってくるのかと思います。

なものですから、現在、我々としては、今あるエネルギーミックスに従って、いろいろな制度整備を進めているということですが、このLNGの市場整備というのは、3年、4年おき

のエネルギーミックスよりも、より長い視点での取り組みが必要になるかと思っ
ていまして、いろいろな状況変化を踏まえながら、こういう市場整備に向けた
いろいろな取り組みを踏まえながら、新しいエネルギーミックスということ
を議論していくことも含めて、考えていくべきではないかと思っ
ています。

それから、いろいろなハブの共存ですとかシンガポールとのかかわりとい
う話を柏木先生、草薙先生、橘川先生からいただきました。

まずそのハブの共存というのは、これがあるべきだと思っ
ています。アジアの中で別に日本だけがハブを独占する必要はなく
て、韓国にあってもよし、上海にあってもよし、シンガポールにあ
ってもよしということかと思っ
ています。それぞれがそれぞれのリージョナルな値段を発信しな
がら、お互い裁定が働いていく。ないしは、よりいろいろなトレーダー
だったり、リスクテイクできる金融機関などを集める競争が、アジ
アのハブの中で起きて、よりこなれたところが残って
いくというのが健全な姿だろうというふうに思っ
ております。

そういう中で、日本の優位性というのはどれぐらい見込みがあるのかとい
うことなのですけれども、これは多分、人によっていろいろなお考えがあ
らうかと思っ
ています。シンガポールの関係者と議論する機会がありましたけれども、
やはりシンガポールというのは、今、政府主導で柏木先生がおし
ゃったとお
り、国の三セクがLNGの基地をつくって、そこをトレーダーに開放
したりして、それから証券取引所と連携して、価格の指標を定期的
に週1回発表したりしてとい
うことで、非常に国主導で割と首尾一貫した取り組みが進められて
いるとい
うことかと思っ
ています。かなり有力な、日本にとってのコンペティターかなとい
うふうに思っ
ています。

ただし、なおかつ、いろいろ金融に詳しい人、トレーダーの集積があ
る。現在でもLNGのいろいろなスポットの取引の日々の取り決めは、
シンガポールのいわゆる限られたコミュニティーの中で行われてい
るという実態があるとい
う面はあるのだと思っ
ますけれども、でもやはりシンガポールがハブになるかとい
うと、シンガポールがしょせん、引き取っているLNGの量とい
うのは、日本に比べるともう10分の1とか20分の1以下だと思
います。そういう物が集まっ
ている量で見ると、圧倒的に日本なわけ
で、日本にも十分ハブを目指し得る素質があるのではないかと
い
うようなことをおし
やる方が、シンガポールの関係者にも少なくないのかなとい
うふうに受
けとめてお
ります。

それから、果たしてこういうプランがフィージブルなのかとい
うこと
ですけれども、これは本
当にこの場で皆さんからも、さらにご議論
いた
だいて、オープンな基地ですとか、いろいろなインフラ整備の議
論をあ
わせて進めていただくこと、それから港湾ですとか関係省庁
との連携を進
めていくこと、さまざまな課題がまだまだあ
らうかと思っ
ます。

そういう中で多分大事なことは、冒頭、最初申し上げた需要が拡大する、パイが広がっていくということとあわせて、この事業の取り組みが進んでいくということかと思っています。

その中でやはり一番大事なことは、松村先生がおっしゃったとおり、いろいろなプレーヤーが入ってくるということかと思っています。

これはやはり今の電力会社さん、ガス会社さん、日本の国内でLNGを持ってきている方々だけでは、決してこういう市場というのは立ち上がってこないのかなと。いろいろな多様なLNGを持ち込む人、いろいろな評価をする人が集まって、そういう人たち同士の売り買いが起きるといこと。これは電力会社、ガス会社さんにとって直ちにマイナスという作用だけではなくて、自分たちが自社だけでタンクとか量を抱えなくても、自由にやりとりできる、よりフレキシブルなマーケットが隣にできるということなので、いろいろな多様なプレーヤーが参加しながら、みんなが市場の恩恵を感じていくという、それで需要も広がっていくというサイクルがどういうふうにしてできていくかというあたりが肝なのではないかと思っています。

それから仕向地条項について、手ぬるいのではないかというご指摘もありました。これはご案内のとおり、ヨーロッパでは既に競争法上、仕向地取引条項というのは違法であるという判断を下して、それでEU内からは、そういう取引を一掃したという経験があります。我々も公正取引委員会ともいろいろ情報交換したりはしているところです。

ただし、今、いろいろ民間企業さんも頑張っておられますし、アメリカの仕向地フリーのガスが出てくるということで、そこそこいけるのではないかなと思いますけれども、よく状況を見ながら、さらなる必要な手だてということも決して排除せず、研究をしていきたいというふうに思っております。

それから、最後、柏木先生から、国営の基地がまずあるべきではないかということでしたけれども、これは多分、一つの考え方かと思っています。他方で、アメリカですとかヨーロッパの例を見ても、なかなか国主導で何かインフラをつくったから、そこで非常に流動的な市場が立ち上がっていったというという事例というのは、少なくとも私は余り思い出せないという状況でありまして、やはり国主導である必要がどこまであるのだろうかというのは、一つ議論があるのかと思っています。

加えまして、やはりLNG基地というのは、アメリカでもヨーロッパでもパイプラインの一部として、ある種、パブリックインフラという位置づけで、むしろ国営ではなくて、料金規制のもとで、成り立っているという事例も少なくないというふうに認識しておりまして、国がつくるということが、決して一つのやり方ではないのかなというふうに、個人的には思っているところがございます。それも含めて、この場の皆様のこれからのご議論に委ねたいというふうに思ってお

ります。

とりあえず以上です。

○山内委員長

ありがとうございました。

そのほかこの問題について、何かご発言をご希望はございますか。

よろしゅうございますか。

それでは、どうもありがとうございました。議事を進めさせていただきます。

(2) 小売全面自由化の詳細制度設計等について

① LNG基地の第三者利用制度について

② 導管整備方針について

○山内委員長

次は、本日のメインの議題ということになりますけれども、小売全面自由化の詳細制度設計の中で、本日ににつきましては、①のLNG基地の第三者利用制度、それから②導管整備方針、これについての議論をお願いしたいと思います。

それではまず事務局から資料5、小売全面自由化の詳細制度設計について、これのご説明をお願いし、その後議論とさせていただきます。

よろしくをお願いします。

○藤本ガス市場整備課長

資料5に基づきまして、LNG基地の第三者利用制度、導管整備方針についてご説明させていただきます。

まずLNG基地の第三者利用制度ですが、2ページにありますとおり、3月の本小委員会において、タンクの要件などについてご議論いただきました。

ガス製造事業者は、正当な理由がなければ、そのLNG基地の利用に係る第三者からの依頼を拒んではならないことに加え、そのタンクにおけるLNGの貯蔵余力の見通しなどを公表することが求められています。

本日の論点は、①利用料金の考え方、②利用拒否できる正当な理由、③公表すべき事項となります。

3ページは関連条文となります。4ページに、LNG基地の第三者利用制度に係る基本的な考え方を整理しています。

LNG基地の建設には、多額の投資が必要となることなどから、新規参入者がLNG基地を建

設することは容易ではないため、小売市場や卸売市場における競争活性化のため、本制度が措置されています。

他方、LNG基地は競争部門に係る設備であり、既にLNG基地を保有している事業者は、一定の事業リスクを抱えながらも、多額の投資を行い、LNG基地を建設してきたという事情があります。

このため、昨年1月の本小委員会報告書においても、LNG基地の第三者利用は、ガス製造事業者が行う事業に支障が生じない範囲内で行うことが記載されています。

5ページに、関連部分の報告書の抜粋がございます。

6ページ、LNG基地の利用料金についてです。利用料金はLNG基地の利用の仕方によってさまざまであり、一律の料金表を示すことは極めて困難であるものの、制度を実効的なものとするためには、料金に係る透明性を高めることが重要です。

小売全面自由化後、ガス製造事業者に対しては、その約款において、例えば7ページ下段のような事項、受け入れ設備、貯蔵設備のような費用項目や、それぞれの設備に係る指標を記載することを求めているかがでしょうか。

6ページに戻っていただいて、ぼつの3つ目ですけれども、また、そもそもLNG基地は、競争部門に係る設備であることから、ガス製造事業者が第三者に対して、LNG基地の利用料金を請求するに当たっては、自らの小売部門に対する料金よりも高い料金を請求するという考え方も存在します。

しかしながら、本制度の趣旨が、ガスの小売事業や卸売事業に係る競争の活性化である以上、LNG基地の利用料金については、内外無差別の同一条件同一料金とすることを求めることとしてはいかがでしょうか。

8ページ、第三者利用を拒否できる正当な理由についてです。

正当な理由の具体例については、中段の枠囲いのおり整理することとしてはいかがでしょうか。

①第三者が、ガス製造事業者のLNG基地における栈橋、タンク、気化器などの余力の範囲を超えて第三者利用を行おうとする場合、ここでいう余力の範囲とは、(注1)にありますとおり、栈橋、タンク、気化器などの設備の総能力から、当該LNG基地に係るガス製造事業者がその需要家の需要変動に対応したり、ネットワークの安定供給を維持するために必要となる最大設備能力などを控除したものとなります。

②LNGの品質が著しく異なるような場合、③災害その他非常の事態が発生したことなどにより、ガス受託製造を行うことができない場合です。

9ページには、現在、国のガイドラインに基づき、一般ガス事業者などが定めている基地利用要領の中で、正当な理由に当たらないと考えられるものを整理しています。自己託送のための基地利用であること、契約期間が供給計画の範囲を超えることなどは、正当な理由には当たらないものとして整理してはいかがでしょうか。

11ページです。下段の枠囲いの図のとおり、LNG基地の第三者利用のあり方については、パターン①のように、第三者がタンクの一部の容量を占有する方法、パターン②のように、第三者とガス製造事業者などがタンクの容量を共有した上で、LNGの貸し借りをを行うなどして、タンク容量を有効に活用する方法が考えられます。LNGの貸し借りや売買を伴うことをもって、直ちにLNG基地の第三者利用を拒否することは許容しないこととしてはいかがでしょうか。

13ページ、公表事項についてです。

ガス製造事業者に対しては、枠囲いにある事項の公表を求めることとしてはいかがでしょうか。

①LNGの貯蔵余力の見通し、②気化器における気化余力の見通し、③受け入れ可能なLNG船の船型、④受け入れ可能なLNGの品質、⑤配船計画のおおよその策定スケジュール、この①貯蔵余力、②気化余力で、第三者は当該LNG基地の余力を把握、推計することが可能となります。

ただし、貯蔵余力の日々の変化のような詳細なデータの公表を求めた場合、LNGの調達戦略に悪影響を及ぼすおそれがあります。このため、14ページのようなイメージ図を広く公表し、より詳細なデータについては、守秘義務契約の締結後に、ガス製造事業者が第三者にこれを提供することも許容することとしたいと考えます。

15ページ、LNG基地の第三者利用制度を、より実効的なものとするための措置です。

ガス製造事業者が、このLNG基地には余力がないなどと主張して、第三者利用を拒むことも想定されます。したがって、ガス製造事業者の主張が正当な理由に該当するか否かについては、客観的な評価を行うことが適当と考えます。

このため、ガス製造事業者がこの正当な理由に該当すると自ら判断して、LNG基地の第三者利用を拒み、第三者との間で紛争になった場合には、その都度その考え方について資源エネルギー庁及び電力・ガス取引監視等委員会に対して説明することを求めることとしてはいかがでしょうか。

加えて、ガス料金についても、これが同一条件同一料金となっているかどうかを客観的に評価することが適当です。このため、実際にLNG基地の第三者利用を行う第三者があらわれた場合には、料金の考え方についても、資源エネルギー庁及び電力・ガス取引監視等委員会に対して説明を求めることとしてはいかがでしょうか。

続いて、16ページ以降の導管整備方針についてご説明します。

17ページです。天然ガスの利用を向上させるための導管について。

前回の本小委員会においては、天然ガスの利用を向上させる観点から、産業用需要エリアに係る複数のガス導管をモデルケースとして位置づけ、これに係る費用便益分析を行うことをご提案したところです。

この点、エネルギー消費統計調査や石油等消費動態統計調査を用いて、石油系燃料から天然ガスへの燃料転換に係る相当程度の産業需要があると考えられるにもかかわらず、ガス導管が整備されていない地域を調査したところ、地図に示したラインが導管延長当たりの需要の集積度が特に高いという結果を得ました。

このため、まずはこの苫小牧・室蘭ライン、廿日市・柳井ライン、坂出・松山ラインについて、費用便益分析を行うこととしてはいかがでしょうか。

22ページ、地下貯蔵施設を十分に活用するための導管についてです。

前回の本小委員会においては、地下貯蔵施設と大規模都市圏を結ぶ複数のガス導管をモデルケースとして位置づけ、これに係る費用便益分析もあわせて行うことをご提案しました。

また、本年5月2日のG7エネルギー大臣会合の際に、林大臣が発表したLNG市場戦略、先ほどご説明があった戦略ですけれども、こちらにおいては、LNGの流動性を高め我が国がそのハブとしての地位を獲得するための取り組みとして、地下貯蔵施設や広域ガスパイプラインなどの必要なインフラを確保することが必要である旨を記載したところであります。

この点、新潟県のガス田の全てを地下貯蔵施設として活用することができれば、LNG基地758個分の貯蔵能力を見込むことができます。

23ページです。このため、これら新潟県の地下貯蔵施設と大規模都市圏を結ぶルートである①新潟―川口ルート、②新潟―多賀ルート、③新潟―三田ルートをモデルケースとしてはいかがでしょうか。

また既に生産は終了しているものの、首都圏に比較的近く、かつ、相当程度の貯蔵能力を有している磐城沖ガス田と日立を結ぶガス導管についても、あわせてモデルケースとしてはいかがでしょうか。

なお、天然ガスの利用向上、地下貯蔵施設の双方とも、ルートは単に費用便益分析を行うモデルルートとしてご提案しているものであります。少なくとも現時点においては、整備すべき具体的なルートとしてのご提案でない点は、強調させていただきます。

以上です。

○山内委員長

どうもありがとうございました。

それでは、これについて議論いただきますけれども、順番としては、まず1番目にLNG基地の第三者利用制度についてご議論いただきまして、その後で、導管整備方針についてご議論いただきたいと思います。

それでは、論点1の第三者利用制度について、委員の皆様からご質問、ご意見を受けたいと思います。例によって、ご発言をご希望の方は名札を立てていただければと思います。

いかがでございましょうか。

それではまず草薙委員、それから大石委員の順でお願いいたします。

○草薙委員

ありがとうございます。

13ページで書かれておりますことについて、質問させていただきます。

ガス製造事業者が公表すべき事項ということで、ちょうど13ページの真ん中あたりですけれども、LNGの貯蔵余力の見通しについては、イメージ図が14ページにございます。これを公表することで足りることとし、より詳細なデータについては、守秘義務契約の締結後に、ガス製造事業者が第三者にこれを提供することも許容するということでもあります。

このつくりつけ自体はいいと思うのですが、ガス製造事業者がLNG基地の余力に関する情報を守秘義務契約等を締結するとはいたしましても、最もライバルに一番知られたくない秘密情報を与えるということになるのではないかと思います。

そこで、ガス製造事業者とガス小売事業者の間の情報遮断といったことは、これは、当然、なされたほうがいいのではないかという気がするのですが、その辺いかがお考えでしょうか、という質問であります。

○山内委員長

それでは、これも先ほどと同じように幾つかのご質問、あるいはご意見の発言の後にご回答いただきます。

大石委員、どうぞご発言ください。

○大石委員

ありがとうございます。

先ほど議論がありましたLNG市場戦略とも関連すると思うのですが、全国的に都市ガスの市場が広がって活性化するために、基本的には今回の案に賛成です。

そこで基本的な質問なのですが、今回、対象となっておりますLNG基地というのは、都市ガス事業用ということに限られるのでしょうか。例えば火力発電所のためのLNG基地やタンクとい

うものもあると思いますが、これらは対象となるのでしょうか。

私としましては火力発電所の基地も対象となりえるのではないかと考えております。確かに立地条件等によっては、パイプラインでつなぎたくてもつなげられないという基地もあるでしょうが、少なくとも首都圏で東京湾の周りに建てられているLNG火力発電所というのは、パイプラインでつながっていると思います。また、今つながっていないところも、パイプラインでつなげることによって、先ほどのLNGの市場戦略の開放というのに資するのではないかと考えていますので、そのあたりの確認です。

以上です。

○山内委員長

次は、石油連盟の奥田オブザーバー、どうぞご発言ください。

○奥田オブザーバー

ありがとうございます。

まずお礼を申し上げたいと思いますが、今回のこの制度設計については、実効的な制度が措置されたと認識しております。石油業界からの要望についても、反映していただき、ありがとうございました。

石油業界としては、総合エネルギー産業化に向けた取り組みを進める中で、今回の制度設計を踏まえ、ガス供給事業に対して、これまで以上に前向きな検討が可能になったと考えております。

その上で、これから申し上げる4点について、ぜひさらにご検討いただくとともに、最終的な省令やガイドラインなどで明らかにしていただくように、お願いをしたいと思います。

まず1点目ですが、LNG基地のオープンアクセスです。

今回、消費寄託方式による第三者利用が担保される制度設計がなされたことについては、お礼を申し上げたいと思います。

この11ページにありますパターン②というのが、我々が主として利用形態として想定しております消費寄託方式であります。ここでは、資料にありますように、消費寄託方式がタンク容量を有効に活用する方法であるとして書いてありますけれども、固定費の削減とか消費者利益をもたらすという点から、この方式が望ましいと我々は確信しております。

そういう意味で大変ありがたい表現なのですが、この3番目の「・」のところには、こういう方式も否定されるべきものではないと、やや消極的な位置づけになっており、ぜひ、より積極的な位置づけをしていただければと思います。評価しているのか、評価していないのか、よくわからないというような感じがしますので、ぜひ積極的な位置づけをお願いしたいと思います。

それから2点目ですが、8ページに、先ほどご説明ありました、この正当な理由のここ

ろで、（注1）にありますように、ネットワークの安定供給を維持するために必要となる最大設備能力でありますとか、あるいは12ページの表にあります需要減リスク対応幅でありますとか、原料供給途絶リスクへの対応量、こういったところについて、考え方としては、大変理解をしておりますし、エネルギー産業として安定供給の重要性は重々承知をいたしております。

ただ、前の会合でも申し上げましたように、この例えば需要減リスク対応幅などが、恣意的に決められることはないとは思うのですが、過大に見積もられるようなことがないように、ぜひ事業者として、合理的な考え方が提示されることをお願いしたいと思います。これが2点目でございます。

それから3点目が、9ページに、契約期間について、ご配慮いただいた形になっております。一方で欄外、（注2）のほうに、第三者が余りにも長期の契約期間を求めた場合には、拒否もしくは期間の見直しがあり得ると書いてございます。これもわかるのですが、個々の事業者により状況が異なって、期間について一律な方針を示すことが難しいということは承知しておりますけれども、発電などによっては、用途によって15年以上という需要家との長期契約もあるということも、よくご理解をいただければなと思います。

最後に4点目ですが、15ページに、この第三者利用制度を、より実効的なものにするための措置ということで、資源エネルギー庁様や電力・ガス取引監視等委員会様が関与する方向性が示されております。

ここでは利用を拒絶した場合というところが取り扱われているのですが、製造事業者と第三者との間において不当な扱いがあったとか、そういう利用拒絶まで至らないけれども、不当な扱いがあったとか、そういうような問題が生じた場合にも、エネ庁様とか監視等委員会様が適宜関与するような体制の整備を、ぜひお願いしたいと思っております。

以上、4点でございます。ありがとうございました。

○山内委員長

ありがとうございます。

次は、深山委員、どうぞご発言ください。

○深山委員

今回、取り上げられましたLNG基地の第三者利用制度、これを積極的に考えていくということ、それが小売事業あるいは卸売事業の競争の活性化につながるということは、ご指摘のとおりだと思いますし、ご提案の基本的な姿勢、考え方については、全く異存はないのですが、ただ、他方で、現実にそんなに今、基地のタンクに、ここでいう余力というものがあるのかなというのは、素朴な疑問としてあります。

といいますのは、事業者としては、当然、需要に合わせた設備投資をして、必要な範囲内でタンクを持っているということであって、多少余力を持つということはあるでしょうが、それは何かあったときに対応できるように備えるための余力であって、それ以上の余力といいますか、本当の意味で余っている部分が、そんなにあるとは思えないわけです。

つまり、そのような過剰な投資は、普通はしないだろうと思われま。そうなりますと、現状の基地の物理的な余力だけを考えて、余っているところは有効に活用しましょうということを経験してみても、そのこと自体はもっともだとしても、それほど大きなインパクトのある話にはならないような気がしております。

他方で、もう少し広い視野で考えて、今後、導管も整備していくという大きなテーマがありますけれども、基地も増設する、あるいは新設するということが視野に入れて、まさに全体の容量を増やしていくということを経験に入れて、その中で自ら使う場合だけではなくて、第三者利用も積極的に考えていくということになりますと、この話は非常に大きな話につながっていくような気がします。

投資ですから、当然リスクも伴うわけですが、そのリスクを特定の事業者だけが負担するとなると、おのずとそんなに積極的なことがしにくいわけですが、やはり新規にガス事業に参入してくる事業者にも、応分のリスクを負ってもらうということを前提で、言ってみればガス事業全体のパイをふやしていくようなことにつなげていく一つの手段といいますか、インフラとして、この第三者制度を捉えていくといいのかなと思います。

例えばタンクの利用の仕方も、共用するということが指摘されておりますが、それも興味深いところだなと思って聞いていました。この共用するという意味合いは、タンクそのもののスペースを共用するという意味もちろんあるでしょうし、それからその中に入れるLNGを共有するという意味もあります。

ここではLNGの貸し借りとか、売買というようなことが出ていますが、そういうことも含めて、今までは自分のためにタンクをつくり、その中に自分のためのLNGを入れて、送って、それが小売りされるという前提で、この基地がつくられてきたと思うのですけれども、今後はそうではなくて、ガス事業にいろいろなかわり方をする事業者がいて、そういうところと提携して事業を行うというビジネススタイルというのも当然あるだろうというふうにと考えると、いろいろな事業者が提携して、タンクの利用もそうですが、最終的には、多様な小売につなげていくという流れの中で、いわば一番川上の部分の仕組みとして、基地利用についても柔軟性を持たせる、こんな発想で制度設計していただくと、非常に将来につながる話になるのかなというふうに思いました。

感想ですけれども、以上です。

○山内委員長

発言が続きましたので、この辺で一旦切らせていただいて、ここで事務局からご回答をお願いいたします。

○藤本ガス市場整備課長

ご質問、ご意見、ありがとうございます。

まず草薙委員からご質問ありました情報遮断につきましては、法律上、92条で措置されております。

それから、大石委員からご質問のありました火力発電用の基地も対象となるのかという点ですけれども、ガス事業にも、その基地を使っている限りは、対象になるということになります。電力会社が持っている基地も対象になります。ただ、発電専用の基地は、さすがにガス事業法で対象にすることは難しいものですから、発電専用の基地は、今回は対象とならないということになります。

将来について、例えばガス事業にも使い始めれば、その時点でこの制度の対象となるということになるという整理であります。

それから、石油連盟、奥田様からのコメントにつきましては、今の深山委員からのコメントにもかかわりますけれども、まずタンクの一部を共用するような形です。こちらは拒否する正当な理由には当たらないということでもあります。

どういう利用の仕方をするかというのは、まさにビジネスの選択ということになろうかと思えます。このやり方を推奨するとかということはないのですけれども、拒否できる、拒否できないという二色に分けると、共用するようなスタイルは拒否できないものであるという整理を、今回はしております。

この制度の中で、まさに柔軟な多様なビジネスモデルが出てくることというのは、我々としても期待しているところでございます。

それから、需要減リスク対応幅ですとか、あるいは供給途絶リスクへの対応量、こちらが過剰とならない、過大とならないにという点ですけれども、仮にこれを理由に余力がないということで拒否をされて、そこに疑義があると、過大な見積もりをしているのではないかという疑義があって、紛争になった場合には、国に対して正当な理由を製造事業者のほうで説明するということになっております。

この中で、仮に過大に見積もっているといったようなことがあれば、当然そこは我々としては、見直しを求めていくということになろうかと思えます。

それから長期の契約期間を求めた場合ということですが、供給計画の範囲を超える契約についても断らないということは、我々としては担保したいと思いますけれども、余りにも長期で、例えばその間の余力が十分見通せないといったようなことで拒否するということは、これはさすがに妨げられないかと思っていて、いずれにしても、その判断に合理性があるかなにかというのは、また先ほどの仕組みの中で、国としても確認を場合によってはしていくということになるかと思えます。

それから拒絶した場合だけではなくて、不当に扱われるといった場合も、国が関与する体制ということですが、こちらは、紛争になった場合には、説明を必ず求めるということですが、拒絶されない場合にも、何かあれば、いつでもご相談は我々としては応じたいと思っていますので、遠慮なくご相談いただければというふうに考えています。

今のところ、私からは以上です。ありがとうございます。

○山内委員長

それでは続けたいと思います。

松村委員、どうぞご発言願います。

○松村委員

まず資料の4ページのところで、そもそもLNG基地は競争部門に係る設備であり、リスクをとって多額の投資を行ってきたものだという記述に関して、間違っているとは思わないけれども、それから、こういう立場で既にルール設計はされているということはもちろん否定しないのですが、この記述が出てくるときには必ず言うことにしています。

まず、これは普通に市場で競争している民間事業者が造ったものばかりとは言えない。例えばハイブリッドシステムを開発する企業を考えてください。リスクをとって多額の資金を導入して開発したこのシステムを別の会社に売るときに、どんな価格をつけようか、あるいは売るか売らないかというのを決めるというのは、基本的に自由なはず。こういう発想と同じ発想で、ここを議論してはいけないのではないかと私は思っています。

まず少なくとも都市ガス事業者あるいは旧一般電気事業者は、総括原価と地域独占と公益事業者特権に守られていた時代につくられた施設を、本当に、全く文字どおり完全にリスクを取って、完全に民間の力だけでやったものというのと同一にしてもいいのかという発想は、当然にあり得ると思います。

完全にパブリックだ、導管と同じだということまで言うかどうかは別として、この民間企業がリスクを取ったという理屈が余りにも出過ぎるとすれば、それに対しては一言言わざるを得ない。

さらに言えば、先ほど定光さんが指摘したとおり、諸外国では、日本でも同じですが、基本的

にLNG基地は、パイプラインの末端についている、ある種の公益的な性質を持っているネットワーク施設と捉える発想もあり得る。

この議論は、日本でもずっとある議論で、そのような捉え方も可能だけれども、現在の日本ではとっていないというだけのことであって、ここで書かれているようなものがLNG基地の性質から必然的に出てくるものではなく、ある種の判断に基づいて整理しているということは、私たちは認識する必要があると思います。

このような整理のもとでも、十分な開放がされる。実際に実害が出ていないというようなことであれば、ここの解釈を大きく変えるという必要はないかもしれない。しかしこれを盾にとり、パブリックな側面があるのにもかかわらず、利用が全然進まないとかというようなことになったら、ここの考え方も改めることも、長期的な課題の一つになると思います。

さて、その点で、今回出てきたのは、こういう考え方が書かれてはいるのだけれども、したがって、自由に価格をつけてもいいという考え方もあり得るかもしれないけれども、やはり内外無差別にすべきなのではないかということが出てきており、その点では、とても合理的な提案が出てきたと思います。この提案については支持します。

もう一つ、さらにコストベースというところから見て、余りにもかけ離れた不当なものが出てきたとすれば、それに関しては、行政も一定の干渉をすることを、先ほどガス課長からお答えいただいた。内外無差別であれば、どんな高い料金をどんな不合理な料金を吹っかけてもいいというわけではないというようなことも明確に言っていたわけで、導管の託送料金ほど厳しい査定をするかどうかは別として、一定のコストベースで説明のつく範囲でないといけないというようなことも、あわせてやらないと、ほとんど無意味なものになると思います。

内外無差別というだけでは、とんでもない料金を吹っかけて、それで、小売部門の利益は大きく減っても、上流部門の利益が大きくふえて、同じ資本のもとでだったら、行って来いですから、無体な料金を吹っかける誘因もある。完全にノーチェックでいいかどうかということに関しては、ノーチェックではいけない。内外無差別であれば、何でもありということではないということは、きちんと考えるべきだと思います。

さらに、託送料金の査定においては、このようなLNG基地を持つ大手ですら、ある種の厳格な査定はされないことを忘れないでください。もともとLNG基地はその対象にはならなかったはずですが、LNG基地で使うものと託送で使うもの、パイプラインで使うものは、共通の単価が適用されるようなものがあり、そこが厳格に査定されていれば、必然的にコストベースを超えたものを出しにくいかもしれない。今回、ガスの自由化に際しては、そこをやらない。その意味で不透明性が残っているということも前提にして、ここのところが緩くならないように十分考え

ていただきたい。

それから、次に8ページのところで、正当な理由がない限り拒否することはできないというルール。この審議会では、もちろん法律家の方が2人もいらっしゃるのですが、釈迦に説法だと思えますが、ずっと伝統的に正当な理由がない限り拒否できないというのと、不当に拒否してはいけないというのは明確に区別してきた。

正当な理由がない限り拒否してはいけないというのは、原則として拒否してはいけないということの意味している。原則として拒否してはいけないもので、例外的に拒否に当たるような理由を挙げている。ここでは3つ挙げているということになり、この3つのどれかが満たされているときには拒否してもいいけれども、当然、この3つに該当するということは、拒否する側が挙証しなければいけないし、その挙証というのが、ちゃんと正しいかどうかを第三者がきちんと見る立付けになっているのだと思います。

今回の提案は、まさにそのような形で出てきているので支持とします。

ただ、これは原則として拒否してはいけないということですから、拒否が出てきたときには、相当ちゃんと見て、3つの要件にちゃんと当てはまっているということ、かなりきちんと見ていただきたいし、拒否する側は、その3つに当たるということを相当ちゃんと証明しないとけないということ、きちんと認識していただきたい。

その点について、先ほど寄託方式の話だとか、長期契約の話というものの懸念も出てきましたが、長期契約に関しては、これを理由にして拒否するということは認めないけれども、長期契約であるがゆえに余力がないというようなこと、もともと挙げられた3つの理由に該当するような場合には拒否できるという格好で説明したのだと思います。余力に引っかかれなければ、長期契約でも拒否されることはないというふうに思っていますし、逆に、そのような疑いがあるというときには、申し込んで拒否されたほうは、積極的に行政のほうに言っていただきたい。行政のほうできちんと審査する、理由が正しいかどうかを見ることになる。こういう蓄積ができてくれば、ほかの新規参入者にとっても透明性がさらに高まることになると思いますので、ぜひ積極的に出て行っていただきたい。

それはコストの面でも同じで、コストの面で不透明だというようなことがあれば、積極的に行政のほうに言って、おかしいのではないかとこのことを訴えていただきたい。こういう事例は、積み重ねることがとても重要だと思います。

最後に、余力に関して量が余りないのではないかとこの指摘に関してです。もともと合理的につくられていけば、余力は殆どないのではないかとこの指摘に関しては、余力、容量を先取りする格好だと、ほとんどないとの指摘は、確かにそのとおりだと思います。しかし寄託方式であれ

ば、かなりの程度の余力はあるということは、既に別の文脈で、電気の料金審査の文脈で既に明らかになっております。

したがって、基本的にわずかな量であれば、拒否されるということはないと私は認識しております。ただ、これが大規模な量になるとさすがに無理というようなことになると思いますので、限界があるという点については同意します。しかし一定の余力はあると私は認識しています。

それからさらに言うと、これからこの後半で議論される廃ガス田への貯蔵及びそれに連結するパイプラインだとかというような議論は、こことその議論と直結している。その意味でも推進することが、今後必要になってくるかと思えます。

以上です。

○山内委員長

次は、柏木委員、どうぞご発言をお願いいたします。

○柏木委員

6ページのところに、LNG基地の第三者利用に係る料金の考え方というのが書いてありまして、この5つ目の丸のところに、貸す場合には、同一条件同一料金ということを求めるというふうに書いてあります。

この同一条件同一料金というのは、ある意味では、例えばタンクで、例えばいろいろなリスクが、例えば原料供給がなくなったときへのリスクの対応だとか、あるいは物理的にポンプで引けないタンク容量だとか、いろいろな意味でリスクと保安の問題も含めて、たくさんあると思えますけれども、こういうものを加味した上での条件ということになるのでしょうか。同一条件同一料金という考え方、どういう考えなのかということをお伺いしたい。

以上です。

○山内委員長

次は、石油資源開発の中島オブザーバーです。どうぞ発言を。

○中島オブザーバー

ありがとうございます。。

私ども現在、福島県相馬港にLNG基地を建設中ございまして、将来的にこの対象になる者の立場として、資料6ページの同一条件同一料金について、意見を申し上げさせていただきたいと思えます。

資料中、基地は競争部門に係る設備であることから、自らの小売事業部門に対する料金よりも高い料金を請求するという考え方も存在するとしながら、他方、それを認めれば、第三者利用制度の趣旨が没却される蓋然性が高く、したがって同一条件同一料金を求めるという、そういう結

論が提示されておりますけれども、私どもはここにはいささか論理の飛躍があるように感じております。

具体的には、第一に、製造事業につきましては、法律での会計分離は求められていない、課されていないというふうに認識しておりますけれども、にもかかわらず弊社の製造部門が自社の小売事業部門に対して料金を課金するということは、それが仮にバーチャルなものであったとしても、実質的な会計分離のもとでしか行い得ないものであって、法律で想定されていない義務が政省令で事実上課されるということに違和感を覚えるという点でございます。

第2に、さきの報告書において、余力については基地事業者の主たる事業に支障を来さない範囲とするとともに、基地建設のインセンティブを損なうことがないよう留意すべきと、余力の話とは別途、ANDで接続されると読めるインセンティブへの言及があるところでございます。

また、余力の範囲での開放というのは、導管部門に対しても適用されている原則でございますので、これを基地に適用することをもって、競争財である基地へのインセンティブであるということは、言いがたいのではないかと考えておまして、報告書策定時に想定されていたインセンティブというものが、この余力の範囲の開放に係る同一条件同一料金という基本原則に盛り込まれているとは思えないという点でございます。

本来、自らが投資を行い、建設した基地の利用に際しての投資回収期間の設定といったものについては、自社の経営判断によって、自由に設定できることが、ある種のインセンティブであるということだと考えておりますけれども、これを第三者と同じくすることが求められるのであれば、例えば弊社の相馬基地のような新設基地においては、ガス料金への転嫁をなるべく穏やかに行おうとするところを、かえって投資回収を早めるようなタリフの設定を考えざるを得ないといったようなことにもなりかねないと考えております。

第3点として、報告書において基地への出資者等への位置づけに留意して検討する必要があると記載していただいている点について、LNG基地への出資者は、必ずしも基地利用を目的に投資するとは限らないため、自らの小売部門に対する料金よりも高い料金を設定することを初めから排除することは、そうした出資者の収益機会を制限するおそれがあると考えられることでございます。

例えば、日本海エル・エヌ・ジーさんのホームページを拝見いたしますと、同社の株主は25名いらっしゃり、その上位の株主の中にも、金融機関さんや地元の自治体さんといった、明らかに基地利用を目的とされていない株主さんがいらっしゃいます。そのような出資者の立場からは、資料に記載されているように、十分な空き容量があるがゆえに、安価なサービスを提供するということもあり得るかもしれませんが、逆に、その余力の部分が競争状態、競争環境にある

場合には、より高い利用料を払って使っていただける方に利用いただくということ、それを模索することも、ごく自然なことではないかというふうに考えます。

また同様の観点から、自らのLNGの予想量と実績の乖離が生じた場合に、それは自らが投資しているという立場で、その責任を背負うことになるわけですが、一方で第三者に対して利用枠を与えるということは、その方が実際にLNGをきちんと入れて、それに見合った料金を払っていただくということをしていただかないと、場合によっては、機会損失が生じるという可能性もあるわけですので、そういった場合には、テイク・オア・ペイ的な考え方、利用して……基地に仮にLNGを上げなくても、枠は確保しているのだから、料金をいただきますといったような契約条件を付す、これは自社の小売部門に対してはそういうことは行わないけれども、第三者に対してはそういうことを行いたいと思うことも、これは自然な経営的な考え方ではないかというふうに考えております。

私どもは、基地の余力を第三者に積極的に有効活用していただきたいというふうに考えておりますけれども、そうした取り組みを積極的に行うためにも、詳細制度設計に際しては、報告書の趣旨に立ち返った丁寧な検討をいただければとお願いするところでございます。

ありがとうございました。

○山内委員長

次は、日本ガス協会の幡場オブザーバー、どうぞご発言ください。

○幡場オブザーバー

ご発言の機会をいただきまして、ありがとうございます。

今のLNG基地の第三者利用について、ガス協会としてコメントさせていただきたいと思いません。

本日の事務局資料の13ページにもありますようなLNG基地の余力の見通しを公表するとか、あるいは、さまざまな利用条件をこれまで以上に明確にすること、こうした第三者利用を促進するための幾つかの措置につきましては、私ども都市ガス業界といたしましても、前向きに捉えて、対応してまいりたいというふうに思っております。

しかしながら、今、いろいろご議論がありますが、LNG基地は、そもそも競争部門の設備である。そういう前提、建てつけでありますから、それゆえに利用料金についても導管ネットワークとは異なって、原価に基づく料金表を定めるのではなくて、料金算定のルールを定めるというふうにされたものであるというふうに理解しております。

このような措置に鑑みて、また都市ガス事業への影響も考慮いたしますと、同一条件同一料金をガス製造事業者の小売部門に対しても求めるということにつきましては、私どもといたしまし

ては、賛成しかねるという立場で反対の意見を申し述べさせていただきたいというふうに思っております。

既存の基地事業者は、部分自由化以降も、部分自由化がスタートした以降も将来の需要の脱落を初め、大きな事業リスクを抱えながら、基地の新設や能力増強などを行ってまいりました。他方、第三の利用者は、自ら投資をしないで基地を利用することができますし、また、一方で自分で基地をつくることもできますし、また、複数の他社の基地を乗りかえる、切りかえていくということもできます。そのような選択もできますし、事業から撤退するという選択もできるということでもあります。

このように、事業のリスクの差が非常にあると考えておまして、これに対する配慮を欠いたまま同一条件同一料金を求めることは、既存事業者の経営にとって非常に厳しい措置でありまして、新しい基地の建設でありますとか、あるいは既存設備の増強に対する投資インセンティブを著しくそぐ可能性も否めないというふうに考えております。

したがって、ぜひ適正な競争環境の整備、また天然ガスシフト、インフラ整備等々の幅広い観点からのご検討を、引き続きお願い申し上げたいと思っております。

ありがとうございました。

○山内委員長

それでは、ここで一旦切らせていただいて、事務局からコメントをお願いいたします。

○藤本ガス市場整備課長

松村委員からご指摘いただいた点ですけれども、まずLNG基地製造部門を、ネットワーク施設として捉える考え方もあり得るといった点については、ご指摘のとおりと考えております。

そういう意味では、公共性に違いがあるという、ある種の判断のもと、導管部門とLNG基地については違う取り扱いにしているということだと考えております。

諸外国を見ましても、考え方としては、基地は導管部門と同じ公共性を持つものだという判断をしている国もありますし、あるいは違う公共性を持つものという判断をしている国もあるということかと認識しています。

我々としては、今回は、導管部門とは違う公共性であるということと判断しておりますが、下流での競争促進、小売、卸売事業での競争促進、競争活性化という観点から、今回、余っている部分については、第三者利用の制度を導入するという形をとったということかと考えています。

それから正当な理由がない限りは、原則拒否してはいけないという点についても、ご指摘のとおりと考えています。拒否する側に挙証責任があり、その点については、我々としては、相当きちんと見るという形で対応させていただきたいと考えています。

その他の点も含めまして、ご指摘も踏まえ、今後の詳細制度設計に生かしていきたいと考えています。

それから柏木委員からご指摘のあった実質対応量も加味したものかどうかという点ですが、まさにさまざまなコストを加味した上で、ただ、内外無差別の同一条件同一料金にしてくださいというのが、今回の制度ということになります。

ぎりぎり言いますと、その料金レベルは、認可料金ではないので、そのレベルは問わないけれども、内外で差別することは禁止するといったのが、今回のご提案となります。

それから石油資源開発の中島様、それから日本ガス協会の幡場様から反対のご意見をいただきましたけれども、そもそも今回、制度が導入された趣旨について考えてみますと、下流の小売事業、あるいは卸売事業の競争の活性化という点であります。この競争活性化が目的となっております。

そこからしますと、上流のLNGの受け入れ、あるいは気化の部分で、基地を持つ者と持たない者の値差があるのは適当ではないということが、我々の提案のベースになっています。

そもそも料金レベルは問わないというのが、今回の制度ですので、例えば値差を大きく設けることも、制度上はあり得るということになりかねないわけですが、上流部門でいきなり新規参入者と既存事業者で値差が生じるというのを避けるというのが、今回の趣旨でございます。

そこからしますと、やはり内外無差別、同一条件同一料金というのは、必須なのではないかというのが我々のご提案であります。

それから導管部門とは異なる整理をしているわけですが、まさに余力の範囲の部分の議論をしているわけでありまして、使用の優先権というのは、基地の所有者にあるということで、基地を所有している者と所有していない者は、完全にはイコールフットィングではないということかと思えます。

余っている部分を貸すという趣旨からしますと、同一条件同一料金であっても基地を所有している事業者にとって、大きなマイナスではないということではないかと考えています。

内外無差別の確認方法については、確かに難しい点がありまして、製造部門、小売部門の会計分離は求めているものですから、この中でどう確認していくかという点の詳細は、今後、詰めていきたいと考えています。

それから、基地の建設のインセンティブをそぐのではないかという議論につきましては、この点につきましては、この制度を導入した後、検証のタイミングで基地建設のインセンティブがそがれていないかということは、今後の検証でよくよく見ながら、場合によっては、その制度を変える必要があれば、変えていくということはあるかと思えます。

一度、この制度でスタートした後も、検証はきちんとしていく必要があるというふうに考えています。

以上です。

○山内委員長

それでは再開します。

福田委員、どうぞご発言ください。

○福田委員

余力の範囲について1点、ご意見を申し上げます。

先ほどのLNG市場戦略に関する資料3や資料4では、今後のLNG取引では、短期やスポットでの取引を促進する方針であるとのという説明がなされていました。

一方、ガス製造事業者は、おそらく、LNG基地の余力部分を、このようなスポット取引などでの活用のために空けていることも考えられる訳で、これまででも、スポット取引や短期の取引にあたっては、多分そのような形で活用がなされてきたと思われるのです。今回のLNG基地の第三者活用の議論の中で余力の範囲を考えるときに、今後、短期取引やスポット取引を促進していく上でガス製造事業者が戦略的に空けておきたい基地容量を、余力としてみなすのかどうかについて、どのように考えておられるのかを教えていただければと思います。

LNG市場戦略の内容と、LNG基地の第三者利用の内容は、整合しているべきと考えます。

○山内委員長

次は橘川委員、どうぞご発言ください。

○橘川委員

今、福田委員が言われたところにつながるのですけれども、珍しく松村委員、突っ込まれなかったわけですけれども、藤本さんは競争財だと言われ、事実上、定光さんは公共財だと言われたように聞こえたのです、基地が。

LNG市場戦略が、基地の第三者開放でかなり進むという資源燃料部の考え方のバックには、基地を公共財だというふうに考えている節があるのではないかということで、そのところのバランスが問われていると思うのです。

先ほどの松村さんの整理だと、競争財だけれども、限定された競争財である。そのバランスの上に立ってこういう案が出てきている。私もこの案自体に賛成なのですが、JAPEXの方とガス協会の方の発言を聞いていると、限定された競争財だという自覚が余り感じられない発言になっていまして、もしそういう言い方をされてしまうと、やはりもう一度、その競争財か公共財かというところのバランスをもう一度問い直すというところまで、今後、きょうではない

かもしれないけれども、今後は議論がいく可能性があるというのを、皆さんのやりとりを聞いていて感じました。

それから、例えば6ページなのですけども、その前提で、競争財だという考え方の前提で、この下の矢印の右と左を同じにするというのを、内外同一条件という話だと思うのですが、長期的に考えますと、先ほども言いましたけれども、8,800万トンが6,200万トンになるということが想定されている。

きょうの一連の報告の中で、最も私にとっては衝撃だったのですが、新潟の穴が、LNG基地758個分の、最大限の場合、それくらいの容量があるということを考えたら、将来的には基地は余ってくるというふうに考えるのが普通なのではないかと、そういうふうに思うわけです。

そうすると右と左と一緒にしてしまうというのが、第三者に売るのを小売部門よりも高くしてはいけないというのが正しいと思うのだけれども、安くしてはいけないということに、この同一条件というのはなってしまうのではないかとことぐらい思いまして、多分、左側に売るときに、リロードして外国に売るといような話がないと、LNG市場戦略で日本がハブになる世界はないと思うので、同一条件が、左側のほうが安く売るとい道路を阻害しないものにしていただきたいというのが、私の注文であります。

以上です。

○山内委員長

それでは、次は、引頭委員ですね。お願いします。

○引頭委員

ありがとうございます。

市場活性化を目的としたLNG基地の第三者利用についての今回のご提案ですが、私は全面的に賛成いたします。

その上で2点ございます。

6ページ目に内外無差別についての注書きがあります。利用の期間および利用の仕方が同等である場合には同一料金にしないとは書いてありますが、利用の仕法等が違う場合には、考え方をきちっと提示したうえで、変えていいというふうに、私は読み込みました。

そう考えますと多分ガス会社間、あるいは基地間で、条件については差が出てくることは当然だと思いますが、それについて、各基地で考え方のご提示など、外からわかるようにしていただきたいと思います。そして、そういう道を、ぜひ適用後は役所のほうでもよく見ていただきたいというのが1点目です。

2点目が、今回の議論には全然書いていないのですが、先ほど橘川委員のお話のなかにあっ

た、基地が余ってしまうようなときはいいかもしれませんが、仮にお貸しした後、その相手方の払い出しがうまくいかず、契約が終わっても出ていかない場合とか、そういうことも考えられると思うのです。

つまり占有してしまって、出ていかない。ガスというのはとても取り扱いが難しく、まだ残っているけれども、契約が終わったからといった簡単にぼっと出すというわけにはいかないかもしれない。少し話はずれますが、貸すこと自体についてステークホルダーからしますと、余った部分をお貸しする一方、自分たちのいろいろな計画には支障が出ない、つまりそうした範囲でお貸しするということですから、収入がふえるということで、そこはプラスだと思います。しかし、仮に繰り返しますが、契約期間が終わった後に、出ていかなかった場合には、これはステークホルダーにとってマイナスになると思うのです。自分たちの計画が阻害されてしまう。その退出についてのルールがきちんと定められていないような気がしております。まだ実績がないので、そこまで考えるのは少し気が早いかもしれませんが、この点についても監視というか、借り手側のご相談だけではなくて、貸し手側からのご相談も経産省のほうで見ていただきたいと思いました。

以上でございます。

○山内委員長

次は二村委員、どうぞ。

○二村委員

ありがとうございます。

私も自由化の意味として、新しい事業者が参入してきて、消費者としての選択肢がふえるということが、今回の目的だと思いますので、新規参入がふえるであろうという観点から、この第三者利用を促進するという制度については、基本的には賛成しております。

ただ、このやりとりを伺っている中で、幾つか心配に思う点があります。

一つは、内容的にいろいろな情報公開をされるということで、基本的にはいいことだと思う一方で、実際には調達のことなどを考えると、製造事業者の方にとっては嫌な内容なのだろうなということも思います。

これだけの情報の開示をしていくことは、参入を促進するという意味ではプラスなのでしょうけれども、原料調達の面などで不利になるなどして、その結果、ガスの料金が上がるとか、そのようなことにはならないのかなという点を心配に思います。この制度で製造能力が本当にふえていって、この後、さらに参入が進むような状態になるのだろうかとかいったことも心配に思います。

実際どうなるかというのは、やってみなければわからない側面もあるかと思うのですけれども、

この制度を運用した後の検証について、どういうふうにお考えになっているのかというのをご説明いただければと思います。参入が促進されているのか、ガス料金に対してどういう影響があるのか、新しいビジネスモデルが生まれているのかというような点について検証していく必要があるのではないかなと思っております。

それが1点です。

それから、細かいことではあるのですが、15ページのところで第三者から資源エネルギー庁や電力・ガス取引監視等委員会に対して説明を求める、紛争があった場合に説明を求めるという内容のことが書いてあるのですけれども、これは、この説明の後の処理について、どこにどういう権限があつて、最終的にどういうことができるのかというのは明らかにしておくべきなのだろうと思いました。先ほど、説明に対して不十分な場合は是正を求めるというようなご説明がありましたので、そういう形で具体化されるのだろうなと思いましたが、文面からは説明を求めることを求めるということだけで、具体的にその後、何が起こるのかがやや想像しにくかったので、今後、詳細化いただきたいと思いました。

以上です。

○山内委員長

ありがとうございました。

草薙委員、どうぞ。

○草薙委員

ありがとうございます。

15ページのところなのですけれども、5番目のぽつで「実際にLNG基地の第三者利用を行う第三者が現れた場合には、当該第三者に対して求めるガス受託製造料金の考え方についても、資源エネルギー庁や電力・ガス取引監視等委員会に対して説明を求める」ということにつきまして、恐らく、知見を重ねるということにも資するというところで、賛成いたします。

ただ、(注2)なのですけれども、「実際に第三者が現れた場合ではなく、ガス製造事業の届出を行う際に、あらかじめ、資源エネルギー庁や電力・ガス取引監視等委員会に対してガス受託製造料金に係る考え方を説明することも妨げない」とあります。この書き方でいきますと、説明しなくてもよいと読めるのですけれども、そういう意味なのかということを確認したいと思います。

想定されている具体的な場合分けというのであれば、それを教えていただきたいと思えます。

また、これは省令レベルで整備していかれるのだと思うのですけれども、余りにきつい義務を

負わせるということは、いかがかと思しますので、そのようなことがないように配慮いただきたいと思えます。

以上です。

○山内委員長

それでは次、樋口委員ですね。どうぞ。

○樋口委員

ありがとうございます。

今回ご提案いただきました、この製造設備の余力を第三者に開放して活用するというは、原理原則的に有効利用できて、ガスの低廉化に寄与すると思えます。同一条件同一料金で競争の活性化に寄与するという点についても、全く賛成できるものです。

1点、第三者利用を拒否できる制度についてですがガスの供給の安定化を考えると、こういった制度が必要ですし、内容については理解できるのですが、8ページの（注2）に書かれておりますように、更新というのが制度的には必要になると思えますが、この余力を利用している小売事業者が、その利用を契約によって量を縮小されるとか、使えなくなるということになりますと、例えば小売業者が事業化に対してガスが供給できなくなるといったような不具合が発生しないかというところを疑問に思っております。

例えば、契約については十分な時間を持って契約をするですとか、その辺、供給について不利がないような制度設計をぜひお願いしたいと思えます。

○山内委員長

池田委員、どうぞ。

○池田委員

ありがとうございます。

今回のLNG基地の第三者利用に係る制度については、最初の資料「LNG市場戦略」でご説明いただいたように多様なプレーヤーが入ってくる市場環境を整備するという観点で、大変重要な制度だと思っております。

利用料金や余力の範囲の考え方について議論がなされていますが、自分でリスクを負って設備投資した財産について、第三者利用をさせるという場合には、その投資インセンティブの保護と、それからその下流市場における競争促進とのバランスが常に問題になってくるころだと思えます。

そこは検証も必要ですし、あと、余力に対する考え方について、一番最初の資料「LNG市場戦略」でもありましたように、スポット取引などを活用して、柔軟に安価な燃料を調達したいと

いうニーズもあると思いますので、スポット取引を設備投資した会社が活用できる場所も含めて、事業に支障を来さないようにというふうに考えるべきではないかと思います。

資料5の12ページに、第三者が活用し得る最大のタンク量という図があり、原料供給途絶リスクと需要増減リスクが指摘されていますが、事業に支障を来すかどうかの考慮要因として、この2つしか考えられていないように思える図となっています。考慮要因はこれだけではないのではないかと思います。投資インセンティブを確保する観点から、自分で投資した財産に対して、まずは自分で利用をして、なおさらに余力があれば第三者に貸し出すという制度として制度設計するのであれば、もう少し余力の範囲については、柔軟に考えていいのではないかと思います。

利用料金についてどのように考えるかについては、このタンクについてのエッセンシャル性といえますかボトルネック性を、導管と同じように考えるのかそうでないのか次第であると思います。橘川委員が既にご指摘されておりますけれども、公共財で考えるのか、あるいは競争財で考えるのか、その中間なのかというところは、もう少し、例えば、需要の多い大都市圏では立地上これ以上タンクを増やすことはできないとか、あるいは湾内の混雑によりLNG船をこれ以上通すことができないなどの制約から、エリアによっておそらく、不可欠性というかボトルネック性は異なってくると思うので、そこは考えたほうがいいのではないかなと思いました。

以上です。

○山内委員長

それでは事務局のほうからコメントをお願いします。

○藤本ガス市場整備課長

ありがとうございます。

まず福田委員からご指摘のあったスポット取引、短期取引の促進と、あと余力の範囲の考え方の整合性ですけれども、例えば第三者利用制度によって、貸し出しを求めることによって、それによって新しいプレーヤーがスポット取引、短期取引に参入して、その借りた場所を使いながら、参入していくということはあるかと考えています。

一方で、既存事業者が短期取引、スポット取引での調達を行うことを予定して、その分は自分が使う分として確保するということもあり得ると考えています。

後者について、それは全て当然否定するものではないのですけれども、自分が供給する分、供給を予定している分を超えて、ここはスポット取引、短期取引に使うのですということを実際なく認めると、これは貸し出しを正当でない形で拒否することを認めてしまうということにもなりかねないと思っております、その場合は、正当なのかどうかというのは十分にチェックする必要があるかと考えています。

それから、橘川委員、ほかの委員からもご指摘がありましたけれども、公共財と見るのか、競争財と見るのかという点ですけれども、まさに橘川委員がおっしゃったとおり、限定された競争財といたしますか。公共性を持つ財であるということで、この制度ができているということだと思います。

池田委員からもご指摘ありましたように、あるいは二村委員からもご指摘ありましたとおり、まさに投資インセンティブの保護と競争活性化、競争促進のバランスの議論かと考えていまして、このバランスがこの制度でうまくとれているかどうかという点については、今後、さまざまな項目から検証していくことが必要だと考えています。

検証の項目については、どういう項目で検証すべきかという点は、今後検討かと思えます。

それから橘川委員からご指摘のありました、安く売る道を阻害しないようにということですが、こちらは、6ページの右下のところに、同一条件同一料金の例外という形でご説明させていただいています。

第三者に対して、自分よりも安く売ることは排除しているわけではございません。ただ、その場合も、公平に第三者利用を勧めることは必要だと思っていまして、例えば入札を行うなどの方法で公平性を担保しつつ進めていただくということかと思えます。外に対して安くすることは、この制度でも否定しているわけではないということでもあります。

それから、引頭委員からご指摘のありました使用の仕方、条件が違う場合には料金差があり得るというのはご指摘のとおりと考えています。

透明性を重視する、確保するという観点から、一律の料金表を出すことは求めないのですけれども、料金の考え方については、約款の中で、定時公表していただくという整理かと考えています。

それから契約が終わっても出ていかないようなケースというのは、確かにあり得ると考えています。その場合には、基地を持っている事業者の事業に支障が出るということもあり得ると考えていまして、こうしたところは、例えば違約金を取るとかいう形の契約で担保していくということかと考えています。

続きまして、二村委員のご指摘ですけれども、情報開示を求めますと、調達に不利になるケースも出てくるのではないかとというのは、ご指摘のとおりかと思えます。この点を考慮しまして、公表については、イメージでの公表にとどめ、守秘義務契約を結んだ上で、例えばデイリーの動きですとか、そういう詳細なデータをその第三者のみに提示するという形も許容したいと考えています。

この形をとれば、例えば調達のときに足元を見られるとかといったようなことも避けられるの

ではないかというふうに考えています。

それから、正当な理由に当たるかどうかを我々が確認した後の手続ですけれども、ご説明いただいたとおり、正当な理由に当たらないということであれば是正を求めるとのことかと思えますし、その是正を求めても、中身が変わらないということであれば、業務改善勧告ですとか業務改善命令を発することもあり得るとのことかと考えています。

それから草薙委員からご指摘のありました15ページの（注2）の部分ですけれども、料金については、説明は必ず求めるということになります。（注2）で書かせていただいていますのは、これは、事業開始時に一括して、こういう料金でやりますということをまとめて説明したい人の話でして、事前にそういう形で説明して、その範囲の料金にするということであれば、都度説明することはしなくてもよいといったことでもあります。

当然その考え方から外れる場合には、都度説明を求める。そういう意味では、料金は必ず説明を求めるという考え方で制度をつくっております。

それから樋口委員からご指摘のありました余力の縮小は認めないということですが、供給できなくなるということというのは、十分に供給計画を見ながら、余力の設定をしていただくということで避けられるのではないかと考えています。

例えば、自分の供給計画を考えると、今後、基地の利用がふえていくといったことが見込まれる場合は、その旨ご説明いただいて、それが正当であるということであれば、現状を超えて今後余力が小さくなるということも、正当な理由に当たるケースはあると考えていまして、そこは自分の事業をきちんと見ながら、余力の範囲を設定していただくということかと思えます。

新規事業者からしますと、一度契約して借りることを決めた後に、余力が縮小したから、あそこは返してくれというのは、これは新規事業者にとっては受け入れかねることであろうと。我々としては、そういったことはあるべきではないということで、契約した後の余力の縮小は認めないという制度にしているところでございます。

私からは以上です。

○山内委員長

どうもありがとうございました。

それではあと30分ほどになりましたので、次の導管整備方針、これについて議論していただきたいと思えます。

これも同じように、ご意見、ご質問がございましたら、ご発言願えますがいかがでしょうか。

橘川委員。

○橘川委員

すみません、ちょっと途中で退席するので、最初に発言させていただきます。

一つ細かいことなのですけれども、これからF Sをかけるルートの中の日本海ルート最後の西側のエグジットなのですけれども、かつての委員会で検討したところは、多賀だったと思うのですけれども、今度、三田が加わったというその理由、それをお伺いしたいというのが、細かいですけれども1点。

2つ目は、場違いな質問かもしれませんが、私個人の日本の今のエネルギー政策、いろいろ引っかかっていることがありますけれども、かなり大きな問題というのは、柏崎刈羽の今後の再稼働があるかどうかという話だと思っています。

それを見るにつけ、エネ庁と新潟県知事との間の意思疎通が、非常に悪いのではないかと考えております。

今回の話は、かなり新潟の穴というのが、非常に重要な戦略的なポイントになるわけですが、このテーマについて、新潟県知事とエネ庁との間の意思疎通はどうなっているのかと、その辺をお伺いしたい。もし答え、間に合わなかったら、後で議事録を読みますので、よろしくお願いいたします。

○山内委員長

ほかにご発言ございますか。

草薙委員、どうぞ。

○草薙委員

ありがとうございます。

17ページで、天然ガスの利用を向上させるための導管について3つのライン、23ページで、地下貯蔵施設を十分に活用するための導管について4つのライン、これをご提示いただいた上で、いずれも整備すべき具体的ルートとしての提案ではないというふうに明記してございます。

コストベネフィットアナリシスをするということにつきましては、産業需要に対応するというような形であっても、いろいろな特徴を備えているはずでありまして、いろいろな場所からたくさん候補を選び出して、分析するということが有意義ではないかなという印象を持っております。

実際に、これらのルートで事務局からデータが出てきて、それを議論させていただけると思っておりますけれども、そのような趣旨から、さらにルートの数をふやすということもあり得るのか。一応お伺いしておきたいと思います。

以上です。

○山内委員長

次は松村委員、どうぞ。

○松村委員

スライド17も、最後のスライドも同じなのですが、まさに今、草薙委員がご指摘になったとおり、整備すべき具体的ルートとしてのご提案ではない点に留意が必要である。これはもっともだと思います。

これから費用便益分析をするわけですから、その結果を見て、いろいろ判断するということから、最初からこれはつくるということを前提だとすれば、それをする意味が余りないわけで、これは当然のことだとは思いますが。ただ、今までもこの手の分析は何回も何回もやってきて、ずっと費用便益分析をやって、それでほとんど進まなかった。とても残念な結果で終わっている。その残念な結果の蓄積に、さらにもう一回別バージョンの結果を加えるだけに終わらないかを若干懸念しています。

だからといって、もちろんどう考えても経済効率性の観点から合わないものを、無理やりつくれと言っているわけではないのですが、残念な結果を繰り返さないといいなと思っています。

それから最後のページの、この新潟から伸びている、西に伸びていくラインなのですが、これ、富山までは一応既にあるわけですね。そうすると、これは富山から伸ばすという話なのか。あるいは、今、伸びているものでは、容量が全然足りないもので、やはり新潟から引き直さなければいけないということを念頭に置いたスタディーになるのか。この点をまず教えてください。

それからもし後者だとすると、ある意味でとても残念といえば残念。最初から富山に伸ばすときに、こういうのがあるのであれば、大きいをつくればいいのに。ただ、これが実現するまで、富山まで伸ばすのを待ってくれと言ったら、これはこれで弊害が大きいので、既にされた投資は間違っていたとは言わない。しかしこれは何を意味しているのかというと、グランドデザインを早いタイミングで備えて、こういう投資が必要だと明らかにし、それに対して、コストミニマムな格好で整備していくということが、いかに重要なことかということを示していると思います。

以上です。

○山内委員長

ありがとうございました。

ほかにいかがですか。

では事務局のほうから何か、今、ご質問もありましたのでお願いします。

○藤本ガス市場整備課長

橘川委員からのご質問、三田ルートが加わった理由ですけれども、こちらについては、特に関西圏内、今の大阪ガスさんの管内に、より効果を及ぼすのは、どちらなのかという点も含めて、

検証したいということでもあります。

今ある管内のガス導管、あるいは基地の所在の場所等々を考えると、距離は長くなるのですが、三田に入れるほうが、より効果的になるという可能性もあるのではないかと、あのルートを加えております。

それから詳細は後ほどということになりますけれども、新潟県とはこういった議論が進んでいるということは、情報共有をしているところであります。

それから草薙委員からのご質問ですけれども、今回のルートの費用便益分析は、あくまでもモデルケースとして行うことを予定しております。

そこからしますと、当然、これ以外のルートについても、今後パイプラインを引くべきだところ、ほかにも当然あり得ると考えていまして、逆に今回載せたルートについて費用便益分析をやってみると、ここはやはり難しいねということももちろんあり得るのかもしれませんが、いずれにしても、モデルルートと考えていまして、引くべきところはここに限定されているということでは全くないということだと思っています。

時間の関係もあって、今回、ルートをふやすことは考えていないのですが、まずはこれでやってみて、今後さらに、ということであれば、また改めて考えていくということかと考えています。

それから、松村委員からご指摘ありました、これまでも何回も費用便益分析を行ってという点は、確かに我々もそういう反省は思っておりまして、電気については、広域機関で具体的なルートについて引くべきか、引かないべきか、あるいは費用負担をどうするのか、どの事業者が引くのかといったことを具体的に決めていくスキームがあるわけですが、ガスについてどうするかというのは、整備が進むような仕組みについても考えていきたいというふうに考えています。

それから富山までのルートが使えないかというところは、具体的には、費用便益分析の中でしっかり検証しながら進めていきたいと思いますが、基本的には、例えば中部圏、関西圏の需要を満たすだけの十分な能力のある導管が引かれているかということ、そこは若干難しいかなということで、一応、今回もご提案は、新潟から太い能力の高い導管を引き直すということをベースに考えています。

今後、導管を引く際には、まさにグランドデザインを持ちながら、引くべきだという点は全く同感であります。

以上です。ありがとうございます。

○山内委員長

どうもありがとう。

ほかに何かご発言ございますか。

よろしいですか。それでは、どうもありがとうございました。

きょう、基地開放の問題と、それから導管整備の話を議論いただきましたけれども、基地開放については、基本的な方向性として、皆さんご同意いただいたかというふうに思いますけれども、いろいろ細かい点、あるいは留意すべき点、根本問題としてそれが競争財なのか公共財なのか、その間のどこかという、そういう問題もございましたけれども、そういったご指摘を踏まえて、事務局のほうで詰めていただければというふうに思います。

それから、この導管整備方針ですけれども、事務局のほうからご提案あった、このルートについてやってみたいということ、これ、よろしゅうございますか。

それではそういう形で、事務局で作業を進めていただければというふうに思います。

ありがとうございました。

それでは、最後になりますが、今後の予定、これを事務局からご説明をお願いいたします。

○藤本ガス市場整備課長

次回第33回につきましては、6月16日に開催することで、委員の皆様のご了解をいただいております。議題は追ってご連絡させていただきます。

3. 閉会

○山内委員長

どうもありがとうございます。

それでは、以上をもちまして第32回ガスシステム改革小委員会を終了とさせていただきます。

ご協力をいただきまして、どうもきょうはありがとうございました。

—了—